

令和8年矢板市議会定例会

第409回随時会議

報告事項説明書

令和8年5月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和 8 年矢板市議会定例会第 4 0 9 回随時会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第 1 号、報告第 2 号及び報告第 3 号 市長の専決処分事項報告については、専決第 2 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第 3 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例及び専決第 4 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、それぞれ条例の一部を改正したので、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議会の委任による専決処分)

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

